



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月5日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ピアモール

茅野市豊平3055-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
1,493平方メートル	3,344平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
1	128台	62台
2	—	57台
3	—	57台
合計	128台	176台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
—	10台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

番号	変更前	変更後
1	150平方メートル	150平方メートル
2	38.5平方メートル	38.5平方メートル
3	18平方メートル	18平方メートル
4	—	30平方メートル
5	—	30平方メートル
合計	206平方メートル	266平方メートル

面積の合計は1平方メートル未満切り捨て、施設の位置は届出書に添付された図面のとおり

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

番号	変更前	変更後
1	6.8立方メートル	6.8立方メートル
2	6.8立方メートル	6.8立方メートル
3	6.8立方メートル	6.8立方メートル
4	6.8立方メートル	6.8立方メートル
5	7.7立方メートル	7.7立方メートル
6	—	24立方メートル
合計	34立方メートル	58立方メートル

容量の合計は1立方メートル未満切り捨て、施設の位置は届出書に添付された図面のとおり

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
信州諏訪農業協同組合（A・コーブ）	午前9時30分	午後8時
有限会社 フジモリ薬局	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
信州諏訪農業協同組合（A・コーブ）	午前9時	午後8時30分
信州諏訪農業協同組合（JAファーム）	午前8時	午後8時30分
有限会社 フジモリ薬局	午前9時	午後8時30分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前9時～午後8時30分	午前7時30分～午後9時
2	—	午前7時30分～午後9時
3	—	午前7時30分～午後9時

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	2	4
出口	2	4
合計	4	8

位置は届出書に添付された図面のとおり

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前5時～午後7時	午前5時～午後7時
2	午前6時～午後7時	午前6時～午後7時
3	午前6時～午後7時	午前6時～午後7時
4	—	午前6時～午後7時
5	—	午前6時～午後7時

4 変更する年月日

平成20年6月23日

5 届出年月日

平成19年10月22日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月5日から平成20年3月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

平成19年11月5日

長野県知事 村井 仁

発生した 家畜伝染病 の種類	家畜の 種類	発生日 年月日	発生群数	発生の場所 又は区域
腐 虫 病	みつばち	平成19年 9月20日	1	中野市
		平成19年 9月21日	6	佐久市
		平成19年 9月21日	1	千曲市
		平成19年 9月25日	3	長野市
		平成19年 9月25日	1	長野市
		平成19年 9月25日	7	長野市
		平成19年 9月27日	1	長野市

畜産課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年11月5日

長野県上小地方事務所長 安江幸大
理事

新任

氏名 住所
清水一郎 上田市秋和521番地

退任

氏名 住所
工藤幸男 上田市秋和730番地

農地整備課

公告

平成19年10月1日認可した伊那市による市野瀬地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成19年10月23日行った旨届出がありました。

平成19年11月5日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年11月5日

長野県警察本部長 石井隆之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

通信指令システム大型表示装置50インチ12面及び周辺機器等一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県警察本部生活安全部地域課
- (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成19年10月1日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 日通商事株式会社長野支店
- (2) 所在地 長野市大字南長野北石堂町1374-1

5 落札金額

87,203,340円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成19年8月16日

地域課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成19年11月5日

長野県警察本部長 石井 隆之

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
通信指令システム改修業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県警察本部生活安全部地域課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年10月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 富士通株式会社長野支社
 - (2) 所在地 長野市岡田町215-1
- 5 随意契約に係る契約金額
63,105,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年11月1日政令第372号)第10条第1項第2号

地域課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月5日

長野県上伊那農業高等学校長 三井忠人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
パーソナルコンピュータ41台及び付属機器一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
 - (3) 借入期間
平成20年1月1日から平成25年12月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 借入場所
長野県上伊那農業高等学校
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上伊那郡南箕輪村9110

長野県上伊那農業高等学校

電話 0265(72)5281

- 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月20日 午前10時30分
イ 場所 長野県上伊那農業高等学校 会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

- 5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上伊那農業高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課